

電波監理審議会（第933回）議事要旨

1 日 時

平成20年7月9日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（20.5.21諮問第24号及び第25号）

簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入、動物検知通報システムの導入、2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に関する技術的条件の追加並びにUWBシステムの経過措置の延長に係る関係規定の整備に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第448回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第6号）

平成20年7月9日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第239号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務

省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成20年4月21日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年6月6日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、同年付議第22号、同年付議第23号、平成20年付議第3号及び同年付議第4号と同様のアマチュア無線家ら115名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年4月21日付けで官報告示された型式指定処分計4件である。

これに基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立適格を除き「適」としている。異議申立人の申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。また、記載事項における異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所の記載については、異議申立人に対し、総務省が補正を求めていたところ、平成20年7月8日付けで補正書の提出があり、当該項目について「適」とした。

(3) 電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第29号)

フェムトセル基地局の導入等に伴う制度の整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、超小型の携帯電話基地局（フェムトセル基地局）を導入するための制度の整備を行うものである。

携帯電話の加入数は、平成20年5月末現在で約1億335万加入に達し、国民生活に最も身近な情報通信システムとして普及しており、不感エリアの解消への取組が重要となっている。

このような状況を踏まえ、高層ビル、住宅の屋内、地下街等の電波の届きにくいエリアをカ

バーするため、操作が簡易で、ブロードバンド回線に接続をして利用できるフェムトセル基地局の開発が進められているところである。

フェムトセル基地局は、操作は簡易で必ずしも専門性を必要としないものであるが、従来の電波法制では、無線局の運用は免許人のみが行うことができるとされていたため、免許人の立ち入りが困難な高層ビル等の中における無線局の運用を他者に行わせることができなかつた。こうした状況の中、免許人以外の者が無線局の運用を行うことを可能とする制度の創設を盛り込んだ電波法の一部を改正する法律案が本年5月に成立をした。これにより、フェムトセル基地局の活用による不感エリア解消のための環境が整ったことから、フェムトセル基地局の円滑な開設・運用を促進するため、その無線設備の技術基準を定めるとともに、ビル管理者等によるフェムトセル基地局の運用を可能にするための制度整備を行うものである。また、併せて屋内等に設置するレピータについてもビル管理者等による運用を可能にするための制度整備を行うものである。

電波法施行規則の一部改正については、フェムトセル基地局及び屋内に設置するレピータに関し、簡易な操作を主任無線従事者による監督を受けることなく無線従事者以外の者が行うことを可能とし、また、このような無線局について、免許人以外の者による運用を可能にする無線局とする。

無線局免許手続規則の一部改正については、フェムトセル基地局及び屋内に設置するレピータに関し、同一総合通信局の管轄区域内において一括申請を可能とし、免許申請における記載事項の簡素化を図るものである。

フェムトセル基地局のみに係る改正として、無線設備規則の一部改正では、祖の技術基準として、空中線電力を20mW以下とすること、一の筐体に収められており、容易に開けることができないこと、故障検知機能を備えていること等を定め、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正により、フェムトセル基地局を技術基準適合証明等の手続の対象とするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 従来の基地局と比べて管理の甘い状況に設置されることとなるが、通信の秘密を守るための特別な配慮等はあるのか、との質問に対し、本件は、基地局に係る申請手続や運用面での簡素化を図るものであるが、通信の秘密に関する規定については簡素化するものではない。また、携帯電話事業者との契約に基づき設置されることから、携帯電話事業者が知らない利用者や場所において運用されることはなく、故障した場合においても故障検知機能が働くことによって、電波の発射を止めることができることとなっている、との回答があった。

(4) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令

案について

(諮問第30号)

本件は、諮問第31号と関連する事案であったため、諮問第31号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第31号)

本件は、諮問第30号と関連する事案であったため、諮問第30号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第30号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第31号については、諮問第30号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、従来、小型漁船をはじめとする小型船舶の通信は、アナログの音声通信が中心であったが、既存の無線設備に付加することによりデータ通信を可能とする装置の技術的条件が情報通信審議会の審議を経て策定されたことに伴い、当該技術的条件に係る規定の整備を行うものがある。

本件により導入されるデータ伝送システムのうち小型船舶救急連絡システムは、一人乗りの小型船舶からの転落事故が後を絶たず、半数以上が死亡又は行方不明となっている状況があることから、その対策の1つとして転落の事故発生時に転落者が身につけた小型発信器の信号を船舶に搭載された無線設備を介して、自動的に海岸局に緊急事態発生を連絡することができるシステムである。小型発信器としては陸上で使用されている小電力セキュリティシステムを海上でも使用することにより、費用を低価格化し、普及促進を図るものである。

2つ目は、小型船舶位置情報伝送システムである。漁船群が船団で操業する場合、互いの船の位置の伝達は、漁業の効率の上で非常に重要となるが、目視のきかない場合には無線の音声によるしかなく、大変能率が悪い状態となる。また、悪天候時の航行においては安全航行のためには、お互いの位置が分かることが非常に重要であることから、僚船の位置情報を迅速かつ的確に伝達し、表示することを可能とするシステムである。

小型船舶救急連絡システム及び船舶位置情報伝達システムともに既存の無線設備にデータ通信機能を持つ装置を付加するか、又は、無線設備にあらかじめ内蔵させるものであり、本装置の伝送フォーマット及び船舶識別信号を統一して、それぞれの機能が単独でも同時でも共通に使用できるデータ伝送装置として技術的条件を定めることとした。

また、免許手續の簡素化を図り、利用者の負担を軽減するためデータ伝送システムに使用す

る特定無線設備について、規定の整備を行うものである。

本件は、当該データ伝送装置の技術的条件については、簡易型AIS及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件のうち小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件として、情報通信審議会情報通信技術分科会の海上無線通信委員会において審議がなされ、本年6月12日の情報通信審議会情報通信技術分科会において答申が出たことから、その技術的条件について関係規定の整備を行うため、無線局設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

関係省令の改正と併せて行う周波数割当計画の一部変更については、小型船舶救急連絡システムのうち船員用小型発信器で使用する400MHz帯については、陸上で利用することを前提とする規定となっていることから、400MHz帯の小電力業務用の業務に海上移動を追加するための規定の整備を行うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 小型船舶救急連絡システムで使用される小型発信器から発射される電波は、どれほどの水深からであれば届くのか、との質問が対し、水深20cmほどまでであれば届くことになっており、実証実験の結果からも概ね正しく作動するとの報告を受けている、との回答があった。
- ・ 小型船舶救急連絡システムについては一人乗りの小型船舶を想定しているが、それ以外の船舶等の場合はどうなるのか、との質問に対し、複数の乗組員が乗船している船舶から転落した場合には、転落事故が判明しやすいことから、今回は一人乗りの小型船舶の場合の転落者を主に想定しているが、その他の船舶での設置を禁止するものではない、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)